

## 平成 2 5 年 第 1 9 回 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 5 年 1 2 月 5 日
招 集 場 所	役場 第 3 会 議 室
開 会	1 1 時 0 0 分 委 員 長 宣 告
出 席 委 員	井上教育委員長 立脇教育委員 福田教育委員 川上教育委員 内田教育長
欠 席 委 員	
教 育 長 の 報 告	<p style="text-align: center;">別紙資料による</p> <p>○事業報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郡中学校総合文化祭</li> <li>・ 小学校学習発表会</li> </ul> <p>○行事予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町議会の定例会</li> <li>・ 西部地区町村教育委員会 合同研修大会</li> <li>・ 第 5 回鳥取県西部地区町村社会教育研究大会</li> </ul>

議 事 日 程		
議 事 の 経 過		
日 程 そ の 他	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第1 議案第41号平成25年度教育費12月補正(第6号)予算について	委員 長	日程第1議案第41号について説明を求める。
	教 育 長	日程第1議案第41号平成25年度日南町教育費12月補正予算の議会提案について承認を求めるもの。詳細については事務局の方から説明させる。
	事 務 局	※資料に基づき詳細説明 生き抜く力育成事業 310千円(交通手段の変更に伴う組換) 施設営繕改良事業 1,300千円(シャワールーム設置工事のため) 郷土芸能文化財保護対策事業 490千円(郷土芸能振興事業補助金) 青少年健全育成事業 275千円(日南町スポーツ少年団派遣費補助 ソフトテニス・少年野球)
	委 員 長	説明があったが質疑・意見はあるか。無いようなら承認してもいいか。
	委 員	はい。
日程第2 議案第42号平成25年度準要保護児童生徒の再確認・再判定について	委 員 長	日程第1議案第41号について承認する。
	委 員 長	続いて、日程第2議案第42号について説明を求める。
	教 育 長	日程第2議案第42号平成25年度準要保護児童生徒の再確認・再判定について承認を求めるもの。詳細については事務局の方から説明させる。
	事 務 局	日南小学校の児童について、先般変更事象が生じたということで再判定をしたところ、就学支援の認定以上になったので準要保護から外させていただくということで今回審議を頂きたいと思う。
	委 員 長	説明があったが、ご意見あるか。無いようなら承認してもいいか。
	委 員	はい。

<p>その他 今後の地方教育 行政の在り方について</p>	<p>教 育 長</p>	<p>11月27日に教育分科会で、29日には地方教育審議会の総会で、ともに原案が示された。お手元の資料については、審議経過報告書を書き加えた形のものになっている。これがすんなり原案になるとは考えにくい。というのは委員の中で、首長側と教育関係者側で対立している。その中で官邸からの指示もあってだろうと思うが、文科省の案は完全に首長にすべて任せるという形だが、それがどんどん後ろに戻ってきている。分科会長は、「基本的には答申の原案でいかなければならないが、もう少し修正しないと通らない」とコメントしている。それに対して数人の委員が「もし強権的な首長が出来たときにはどうするのか」という発言をしている。このような状況なので、10日に分科会がもう1回開かれ、そこで大体決着がつくという流れだと聞いている。修正のポイントとしては、首長の権限と言われる部分をどれだけ弱めることが出来るのか、教育委員会の権限をどれだけ強めることが出来るのか、この2つだと考える。この辺の事をご承知いただいて、意見交換をしていただきたい。以前から言っているように、教育委員会のメンバーから教育長は外れる。それでいて答申の原案では、首長が大綱を作るときに教育委員会が審議をして、大綱の原案を首長に提示するという形になる。権限として首長が独走すると、それに対して勧告を出す、或は教育長が暴走すると、それに対して勧告がだせる権限を与えると書いてあるが、法的には何の根拠も無い。従って勧告しても、止まらない可能性がある。この制度になった時に教育委員会は、あくまでも、首長の付属機関、教育長は首長の補助機関であるため、教育委員会と教育長との関係は全く無い。教育委員会は教育長に対して、勧告を出すという権限はあるが、法的には保障されておらず、全く別なものになる。</p>
	<p>委 員</p>	<p>勧告が出せるとあるが、どれほどの効力なのか。</p>
	<p>教 育 長</p>	<p>勧告はされても、従わなければならないという法的な根拠はないため、従わなくても良いということになる。</p>
	<p>委 員</p>	<p>我々の常識からすれば、勧告というのはかなりの強制力があると思うが、切捨ててもかまわないというような事では意味が無い。より形骸化する方向になっている。補助機関、諮問機関というものが実態として、どれほどの有効性があるのか。意見をいっても採用されなければ、何のために諮問機関を設置する必要があるのか。</p>
	<p>教 育 長</p>	<p>質問があった付属機関というのは、あくまでも行政機構の中の首長に付属する機関ということで、教育行政の中で首長が全てのことを決定するが、決定するときになかなか状況が分からない。従って外的な意見を聞くということから、首長が諮問をして答申を得る。その答申をする機関としてのものが、今回の教育委員会が想定されている付属機関であるし、そ</p>

それを称して諮問機関と言える。従来は執行機関としての教育委員会が、基本的には全ての事を決めていくということだったが、今回の答申の原案には、決定する権限が教育委員会には実質的にない、決定するのは首長ということになる。それに対して参考意見を述べる、それも問われたから述べるという限定された機関になってしまう。それが今回の答申の原案から読み取れる。

- |     |  |
|-----|--|
| 委員  | 「首長が教育の大枠の方針を作成し～」と書かれているのを見ただけでも、委員会の存在は全く意味が無くなる。  |
| 教育長 | 極端な話し、教育委員会として大綱に対しての意見を述べたとしても、それを採用するかどうかについては首長の権限になる。  |
| 委員長 | 資料記事の中に2名の方が指摘している事柄について、私は非常に重要な事であると思っている。この発言内容が今後中教審の中で討議され、それがどう反映されていくのか。  |
| 教育長 | 2回も審議が無い状況の中でのこの発言内容の反映は難しい。分科会長も基本的には、今の原案で行くんだということを言っている。   |
| 委員長 | そういう形で進められることは、ほぼ間違いないということか。  |
| 教育長 | 当初からそういう流れができていると考える。  |
| 委員  | 教育長も任免権を首長が握っている、そのこと自体がおかしいと思う。首長の意のままに、教育行政が牛耳られることは目に見えている。   |
| 教育長 | 根底にあるのは、これらの議論は都市部の教育の惨状を前提にした議論だということである。人口の少ない地域の論理なり現状は全然加味されないというのが、今の日本の世論なり国政のルールだろうと言える。都市部の教育の現状があまりにもひどいということが、今日の状態を招いている。しかし今回の議論を見ていても、人口の多い地域の意見に人口の少ない地域のは同調していくしか方法がないというのが、今の日本の形になっている。 |
| 委員長 | 首長に対する勧告をしても、意見を聞きましたで終わるようでは、全く意味が無いし、今よりももっと形骸化する恐れがある。何らかの権限をこの教育委員会に持たせないと、意味が無い存在になるような気がする。  |

